

工 事 名：落合南第十一公園防球ネット設置工事（7－1）

工事場所：安佐北区落合南二丁目

積算参考資料

（注）（この資料は、入札参加者の的確な見積りに資するために、発注者が用いた積算資料を参考として提示するもので、請負契約上拘束力を生じるものではなく、誤謬または契約後の条件変化による場合を除き、契約上の変更対象となりません。）

広島市安佐北区地域整備課

積算参考資料

(この資料は、入札参加者の的確な見積りに資するために、発注者が用いた積算資料を参考として提示するもので、請負契約上拘束力を生じるものではなく、誤謬または契約後の条件変化による場合を除き、契約上の変更対象となりません。)

提 示 項 目	提 示 事 項
見積単価	見積単価については、別添「見積単価一覧表」のとおり。単価は週休 2 日工事の補正がかかる前の単価である。 「見積単価一覧表」の資源区分『労務費』及び『機械賃料 (2DaW)』は週休 2 日工事の補正がかかる単価である。それ以外の資源区分については、週休 2 日工事の補正がかからない単価である。

月単位の週休2日工事に係る積算について

本工事は、月単位（4週間の期間内）で振替日の設定を行う「月単位の週休2日工事」であるため、以下の方法で積算を行っている。

「広島市週休2日工事等試行要領（土木工事）」により当初設計から月単位で4週8休以上であった場合の補正係数を乗じている。

なお、補正係数については以下のとおりとする。

【労務費：1.04】（設計業務委託等技術者単価は除く）

【機械経費（賃料）：1.02】

【共通仮設費率：1.03】

【現場管理費率：1.05】

市場単価（港湾工事は除く）

試行要領の別表1、2参照

土木工事標準単価

試行要領の別表3参照

※ 月単位で4週8休に満たなかった場合、現場閉所状況に応じ、補正係数を減じた変更を行う。

「週休2日交替制工事」の実施を希望する場合、契約締結後7日以内に、「週休2日交替制工事」の実施を希望する旨を発注者に書面で提出すること。

受理されれば、「広島市週休2日工事等試行要領（土木工事）」により「週休2日交替制工事」の補正係数により変更を行う。

なお、月単位の「週休2日交替制工事」補正係数については以下のとおりとする。

【労務費：1.04】（設計業務委託等技術者単価は除く）

【現場管理費率：1.03】

市場単価（港湾工事は除く）

試行要領の別表1、2参照

土木工事標準単価

試行要領の別表3参照

※ 月単位で4週8休に満たなかった場合、休日の取得状況に応じ、補正係数を減じた変更を行う。

見 積 単 価 一 覧 表

単価コード	名 称	単 位	適用年版	単 価	資源区分	管理費区分	摘 要
TA0010	支柱ポール φ 139.8×3.0×6250	本	R0707	73,600	材料単価	全間接費の 対象	
TA0020	補強ポール φ 114.3×3.5×7500	本	R0707	92,700	材料単価	全間接費の 対象	
TA0030	補強ポール φ 114.3×3.5×7000	本	R0707	88,700	材料単価	全間接費の 対象	
TA0040	補強ポール φ 114.3×3.5×3700・4400	本	R0707	72,600	材料単価	全間接費の 対象	
TA0050	金具・ネット ネット高H=4.14m	m	R0707	8,460	材料単価	全間接費の 対象	
TA0060	金具・ネット ネット高H=3.14m	m	R0707	7,250	材料単価	全間接費の 対象	
TA0070	金具・カーテンネット 開口寸法H=3.5m×W=7.5m	箇所	R0707	122,400	材料単価	全間接費の 対象	
TA0080	穴掘建柱車（トラック式アースオーガー） φ 450 吊能力2.9t	日	R0707	35,000	機械賃料 (2DaW)	全間接費の 対象	
TA0090	スパイラルダクト リブ付き φ 450 L=1150 厚t0.6	本	R0707	7,600	材料単価	全間接費の 対象	
TA0100	伐採	m2	R0707	2,000	その他施 工単価等	現場一般の 対象	
TA0110	高木切詰め剪定 総枝葉量の3割程度	本	R0707	5,000	その他施 工単価等	現場一般の 対象	
TA0120	集積・積込 伐採	m2	R0707	2,000	その他施 工単価等	現場一般の 対象	
TA0121	集積・積込 高木切詰め剪定	本	R0707	2,500	その他施 工単価等	現場一般の 対象	
TA0130	運搬（幹・枝）	空m3	R0707	2,600	その他施 工単価等	現場一般の 対象	
TA0140	処分（幹・枝）	空m3	R0707	2,100	仮設材単 価等	処分費など の対象	